

**【新設】(災害その他やむを得ない事情の範囲)**

**9-5-8 法第55条第3項第1号(不正行為等に係る費用等の損金不算入)**に規定する「災害その他やむを得ない事情」の意義は、次に掲げるところによる。

(1) 「災害」とは、震災、風水害、冷害、雪害、干害、落雷、噴火その他の自然現象の異変による災害及び火災、鉱害、火薬類の爆発その他の人為による異常な災害並びに害虫、害獣その他の生物による異常な災害をいう。

(2) 「やむを得ない事情」とは、(1)に規定する災害に準ずるような状況又は同項の内国法人の責めに帰することができない状況にある事態をいう。

**【解説】**

1 本通達においては、本措置による損金不算入の対象外となる、法人において災害その他やむを得ない事情により当該事業年度の原価の額(以下「原価の額」という。)並びに当該事業年度の販売費、一般管理費等の費用の額及び損失の額(以下「費用の額等」という。)の基因となる取引に係る帳簿書類の保存をすることができなかつたことを証明した場合の原価の額又は費用の額等における、災害その他やむを得ない事情の意義を明らかにしている。

2 令和4年度の税制改正において、法人が、隠蔽仮装行為がある事業年度又は無申告の事業年度において主張する簿外経費の存在が帳簿書類等から明らかでなく、課税当局による反面調査等によってもその簿外経費の基因となる取引が行われたと認められない場合には、その簿外経費の額を損金の額に算入しないこととされた(法55③)。

本措置は、次の帳簿書類等により原価の額又は費用の額等の基因となる取引が行われたこと及びこれらの額が明らかである場合や、災害その他やむを得ない事情により、その取引に係る(1)の帳簿書類の保存をすることができなかつたことをその法人において証明した場合に該当する原価の額又は費用の額等については、適用しないこととされている。

(1) その法人が法人税法の規定により保存する帳簿書類

(2) 上記(1)の帳簿書類のほか、その法人が一定の場所に保存する帳簿書類その他の物件

3 上記2のとおり、災害その他やむを得ない事情により、その取引に係る上記2(1)の帳簿書類の保存をすることができなかつたことをその法人において証明した場合の原価の額又は費用の額等については、本措置は適用されないところ、この場合の「災害」とは、震災、風水害、冷害、雪害、干害、落雷、噴火その他の自然現象の異変による災害及び火災、鉱害、火薬類の爆発その他の人為による異常な災害並びに害虫、害獣その他の生物による異常な災害をいうこと、また、この場合の「やむを得ない事情」とは、上記の災害に準ずるような状況又は法人の責めに帰することができない状況にある事態をいうことを明らかにしている。

なお、上記の「災害」の範囲は、法人税法第 58 条第 1 項、第 72 条第 4 項又は第 80 条第 5 項に規定する災害の範囲と同一である（法 58①、72④、80⑤、令 115、150 の 2 ②、156②）。